

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】情報政策課広報室広報広聴係・情報通信係

個人情報ファイルの名称	戸別受信機配布管理台帳	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報政策課広報室	
個人情報ファイルの利用目的	防災行政無線個別受信機の管理事務を行うため	
記録項目	1 戸別受信機管理 ID、2 行政区、3 自治会連番、4 世帯主、5 性別、6 住所、7 設置場所、8 戸別受信機に関する情報（外部付属品、ブースター、バージョン、受信レベル、コミュニティ放送卓、設置、既設個別受信機回収有無、配布年月日、設置業者）	
記録範囲	戸別受信機の貸出者及び購入者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町総務課	
	（所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 14 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】情報政策課広報室広報広聴係・情報通信係

個人情報ファイルの名称	佐用上月加入者データ（H24.8～）	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報政策課広報室	
個人情報ファイルの利用目的	佐用上月地区の通信網受益者情報の管理事務を行うため	
記録項目	1 ID、2 納入者氏名、3 納入者住所、4 金額、5 姫路 CATV コード、6 収納日、7 住所、8 連絡先、9 設置場所、10 集落コード	
記録範囲	佐用上月地区の通信網受益者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町総務課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 14 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】情報政策課広報室広報広聴係・情報通信係

個人情報ファイルの名称	南光・三日月加入者データ（佐用G C別荘含む）	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報政策課広報室	
個人情報ファイルの利用目的	南光三日月地区の通信網受益者情報の管理事務を行うため	
記録項目	1 ID、2 納入者氏名、3 納入者住所、4 金額、5 姫路 CATV コード、6 収納日、7 郵便番号、8 住所、9 カナ氏名、10 支払い区分	
記録範囲	南光三日月地区の通信網受益者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町総務課	
	（所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 14 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】情報政策課広報室広報広聴係・情報通信係

個人情報ファイルの名称	佐用町 WINK 加入者リスト	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報政策課広報室	
個人情報ファイルの利用目的	姫路ケーブルテレビ加入情報の確認のため	
記録項目	1 登録番号、2 顧客 No、3 当月コンビネーション、4 第一地区名称、5 第二地区名称、6 氏名、7 住所、8 契約数	
記録範囲	町内の姫路ケーブルテレビ加入者	
記録情報の収集方法	姫路ケーブルテレビより提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町総務課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施無し)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施無し)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 14 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】情報政策課広報室広報**広聴係・情報**通信係

個人情報ファイルの名称	機器交換台帳(20200325)	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	情報政策課広報室	
個人情報ファイルの利用目的	情報通信機器（V-ONU）の管理事務を行うため	
記録項目	1 加入者 No、2 年度工区、3 製本図番、4 納入者氏名、5 住所、6 設置場所、 7 機器情報（MAC-Add、工事完了日、受光レベル、RF、VONU 取替日、PI 取替日、制御確認完了日）	
記録範囲	令和 2 年 3 月時点での通信機器（V-ONU）の設置者	
記録情報の収集方法	工事委託業者（株式会社きんでん）より提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町総務課	
	（所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施無し）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施無し）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 14 日